

工事、物品購入、業務委託、修理等処理規程

(目的等)

第1条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部福島県済生会規則(昭和27年6月1日施行)第22の規定に基づき、済生会福島総合病院における工事又は製造の請負、食料品・物品等の買入れ、業務委託、修理等(以下「工事等」という。)の要求及び発注(契約)の手続き等を定める。

ただし、医薬品、診療材料や事務用品等恒常的、継続的な物品の要求及び発注(契約)については、この規程によらないものとし、別に定めるところによる。

(要求の方法)

第2条 要求は、「物品・修理・工事請求書(通称”青電”）」(以下、「請求書」という。)を以て行う。要求に当たっては、必要とする理由等、特に整備によって生じる経済的利益とその根拠を記載するものとし、請求書に記載しきれない場合には、適宜別紙に記載のうえ添付する。

また、物品等を特定するカタログや修理、工事箇所の分かる図面等を添付する。

ただし、予定価格が一定の金額を超える工事等の要求については、この請求書ではなく、別途発議書により決裁を受け、当該発議書の写しを第3条の担当部署に提出する。

(担当部署)

第3条 建物等関連設備に係るものは総務課を、その他の機器類に係るものは会計課を担当部署(以下「担当部署」という。)とする。ただし、双方の部署に関係する事案については、双方協議のうえ決定する。

(見積書の徴取)

第4条 見積書の徴取は、担当部署が行うものとする。ただし、カタログ等に添付された見積書がある場合には、参考として請求書に添付する。

(発注手続き)

第5条 担当部署は、要求部署等から要求内容について聴取し、経済的メリット等の検討を行い、必要と認める場合には代金の支払い方法を検討し請求書への補足等を行う。

ただし、予定価格が一定の金額を超える工事等の発注(契約)については、この請求書ではなく、別途発議書により第6条から第7条の手続きによって行う。

(予定価格が一定金額を超える工事等の発注手続き)

第6条 担当部署は、予定価格が下記「契約の種類に応じ定められた金額」を超える工事等の発注(契約)については、社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会経理規程第68条の規定に基づく随意契約による場合を除くほか、原則として別に定める入札関係実施要領により相手方を決定し発注(契約)を行う。

◆契約の種類に応じ定められた金額

契約の種類	金 額
1 建築工事	20億円
2 建築技術・サービス	2億円
3 物品等	3,000万円

(医療機器導入検討委員会への付議)

第7条 担当部署は、予定価格が160万円を超える医療機器を購入する場合には、医療機器導入検討委員会に付議し、審議の結果購入が妥当と認められ、管理会議において了承された案件についてのみ、前条の規定に基づく発注手続きを行う。

(発注関係一連の書類の決裁)

第8条 担当部署は、第4条以下の所定の手続きに係る決裁については、福島県済生会事務決裁規程第4条または第5条の規定により決裁を受ける。

(請求書の管理)

第9条 担当部署は、発注を請求書により行った場合は、請求書の右上欄外に一連番号を付し、決裁後は請求書右上欄外に決裁年月日を記載し管理する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。